

孤独・孤立対策関係予算一覧

(令和6年度予算案・令和5年度補正予算)

内閣官房孤独・孤立対策担当室

○令和6年度予算案

(単位：百万円)

No.	事業名	令和6年度 予算額	担当府省庁	備考
1. 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする				
1-①孤独・孤立の実態把握				
1	孤独・孤立の実態把握に関する全国調査	44	内閣府	
2	在留外国人に対する基礎調査の実施に必要な経費	11	出入国在留管理庁	
3	外国人材の受入れ及び共生社会の実現に係る企画立案に資する各種会議等の運営に必要な経費（関係者ヒアリング）	1 の内数	出入国在留管理庁	
4	「社会技術研究開発事業」のうち、「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築（社会的孤立枠）」（JST 運営費交付金事業）	1,676 の内数	文部科学省	
1-②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信				
5	孤独・孤立対策ウェブサイト	33	内閣府	
6	ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信	非予算事業	内閣府、総務省、厚生労働省、文部科学省	
7	支援情報検索サイトの運用	78 の内数	厚生労働省	
8	自殺対策に係る広報の制作・実施業務	78 の内数	厚生労働省	
9	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,711 の内数	法務省	
10	公正な在留管理の推進、共生社会の実現	4,107 の内数	出入国在留管理庁	
11	ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業	27	こども家庭庁	
1-③声を上げやすい環境整備				
12	孤独・孤立対策ウェブサイト	33	内閣府	再掲
13	ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信	非予算事業	内閣府、総務省、厚生労働省、文部科学省	再掲
14	支援情報検索サイトの運用	78 の内数	厚生労働省	再掲
15	自殺対策に係る広報の制作・実施業務	78 の内数	厚生労働省	再掲
16	児童生徒の自殺予防	非予算事業	文部科学省	

17	こどもの人権SOSミニレター 女性の人権ホットライン 外国人の人権問題対策	3,537 の内数	法務省	
18	偏見・差別等の解消に向けた人権擁護活動の推進	3,537 の内数	法務省	
19	寄り添い型相談支援事業	38,410 の内数	厚生労働省	
20	保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化	155 の内数	法務省	
21	医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化	294 の内数	法務省	
22	困窮邦人等対策費	21	外務省	
23	海外邦人精神障害者対策費	7	外務省	
24	個別労働紛争対策の推進	3,084 の内数	厚生労働省	

(単位：百万円)

No.	事業名	令和6年度 予算額	担当府省庁	備考
2. 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる				
2-①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）				
25	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	16,252 の内数	こども家庭庁	
26	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	8,766 の内数	文部科学省	
27	子どもの人権SOSミニレター 女性の人権ホットライン 外国人の人権問題対策	3,537 の内数	法務省	再掲
28	性と健康の相談センター事業のうち若年妊婦等支援強化加算	12,329 の内数	こども家庭庁	
29	産婦健康診査事業	12,329 の内数	こども家庭庁	
30	産後ケア事業	12,329 の内数	こども家庭庁	
31	産前・産後サポート事業	12,329 の内数	こども家庭庁	
32	性と健康の相談センター事業のうち不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	12,329 の内数	こども家庭庁	
33	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業	12,329 の内数	こども家庭庁	
34	無戸籍者問題解消事業	57	法務省	
35	学生のメンタルヘルスケア支援等	非予算事業	文部科学省	
36	フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業	67 の内数	厚生労働省	
37	再就職支援プログラム事業	2,767 の内数	厚生労働省	
38	マザーズハローワーク事業	4,234 の内数	厚生労働省	
39	専門家による巡回相談、求職者のストレスチェック及びメール相談の実施	141 の内数	厚生労働省	
40	トライアル雇用助成金事業	364 の内数	厚生労働省	
41	地域生活支援事業費等補助金（基幹相談支援センター機能強化事業）	50,451 の内数	厚生労働省	
42	行政相談	768 の内数	総務省	
43	地域自殺対策強化交付金	3,050 の内数	厚生労働省	
44	ゲートキーパーの養成・支援	3,050 の内数	厚生労働省	
45	寄り添い型相談支援事業	38,410 の内数	厚生労働省	再掲

46	管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー カウンセラー・相談員のための講習会 e-ラーニングによるメンタルヘルス講習	12	内閣官房	
47	防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実	222	防衛省	
48	こころの健康相談室の運営	4	人事院	
49	地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援	非予算事業	総務省	
50	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	329	内閣府	
51	性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金	493	内閣府	
52	性暴力被害者等相談体制整備事業	20	内閣府	
53	都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」	12	警察庁	
54	犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実	109	警察庁	
55	民間被害者支援団体と連携した犯罪被害者支援	非予算事業	警察庁	
56	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費	399の内数	総務省	
57	外国人受入環境整備交付金	1,100	出入国在留管理庁	
58	在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談体制の強化支援	6	外務省	新規
2-②人材育成等の支援				
59	スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー等活用事業	8,440	文部科学省	
60	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	8,766の内数	文部科学省	再掲
61	調査研究等業務交付金	601の内数	厚生労働省	
62	ゲートキーパーの養成・支援	3,050の内数	厚生労働省	再掲
63	心のサポーター養成事業	28	厚生労働省	
64	防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実	222	防衛省	再掲
65	防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の実施	10	防衛省	
66	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業	53,062の内数	厚生労働省	
67	重層的支援体制構築推進人材養成事業	30の内数	厚生労働省	
68	社会福祉士及び精神保健福祉士の養成	非予算事業	厚生労働省	
69	ひきこもり支援実施機関職員に対する研修事業	53,062の内数	厚生労働省	
70	身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援	非予算事業	厚生労働省	

2-③関連施策の推進

71	地域少子化対策重点推進交付金	1,000 の内数	こども家庭庁	
72	性と健康の相談センター事業のうち若年妊婦等支援強化加算	12,329 の内数	こども家庭庁	再掲
73	産婦健康診査事業	12,329 の内数	こども家庭庁	再掲
74	産後ケア事業	12,329 の内数	こども家庭庁	再掲
75	産前・産後サポート事業	12,329 の内数	こども家庭庁	再掲
76	性と健康の相談センター事業のうち不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	12,329 の内数	こども家庭庁	再掲
77	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業	12,329 の内数	こども家庭庁	再掲
78	男性の育児休業取得促進事業	126	厚生労働省	
79	再就職支援プログラム事業	2,767 の内数	厚生労働省	再掲
80	マザーズハローワーク事業	4,234 の内数	厚生労働省	再掲
81	専門家による巡回相談、求職者のストレスチェック及びメール相談の実施	141 の内数	厚生労働省	再掲
82	トライアル雇用助成金事業	364 の内数	厚生労働省	再掲
83	メンタルヘルス対策等事業	305 の内数	厚生労働省	
84	産業保健活動総合支援事業	4,868 の内数	厚生労働省	
85	予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業	1,500 の内数	経済産業省	

(単位：百万円)

No.	事業名	令和6年度 予算額	担当府省庁	備考
3. 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う				
3-①居場所の確保				
86	孤独・孤立対策推進交付金	131	内閣府	新規
87	学びと社会の在り方改革推進事業	850 の内数	経済産業省	新規
88	社会的養護自立支援拠点事業	非予算事業（※）	こども家庭庁	新規
89	休日夜間緊急支援事業	17,682 の内数	こども家庭庁	新規
90	社会的養護経験者等ネットワーク形成事業	21	こども家庭庁	
91	ひとり親家庭等生活向上事業	16,252 の内数	こども家庭庁	
92	ひとり親家庭への住宅支援資金貸付	16,252 の内数	こども家庭庁	
93	離婚前後親支援事業	16,252 の内数	こども家庭庁	
94	地域子育て支援拠点事業	220,751 の内数	こども家庭庁	
95	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業	53,062 の内数	厚生労働省	
96	食品ロス削減総合対策事業のうち食品事業者からの未利用食品提供の推進等	88	農林水産省	
97	国の災害用備蓄食品の有効活用	非予算事業	消費者庁	
98	政府備蓄米の無償交付	非予算事業	農林水産省	
99	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	1,720 の内数	農林水産省	
100	不登校支援等総合推進事業	239	文部科学省	
101	介護予防・日常生活支援総合事業	92,135 の内数	厚生労働省	
102	任意事業	88,298 の内数	厚生労働省	
103	包括的支援事業	88,298 の内数	厚生労働省	
104	農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）	8,389 の内数	農林水産省	
105	食品アクセス確保対策推進事業	12	農林水産省	新規
106	地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する地方財政措置	非予算事業	総務省	
107	地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業	58	文部科学省	
108	地域のスポーツ環境基盤強化	87 の内数	文部科学省	

109	地域スポーツクラブ活動体制整備事業	1,007 の内数	文部科学省	
110	地域スポーツ連携・協働再構築推進プロジェクト	15 の内数	文部科学省	
111	Sport in Life推進プロジェクト	252 の内数	文部科学省	
112	運動・スポーツ習慣化促進事業	236 の内数	文部科学省	
113	障害者スポーツ推進プロジェクト	249 の内数	文部科学省	
114	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	53,062 の内数	厚生労働省	
115	公営住宅整備事業等（社会資本整備総合交付金）	506,453 の内数	国土交通省	
116	公営住宅整備事業等（防災・安全交付金）	870,652 の内数	国土交通省	
117	地域居住機能再生推進事業	24,994 の内数	国土交通省	
118	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業（社会資本整備総合交付金）	506,453 の内数	国土交通省	
119	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業（防災・安全交付金）	870,652 の内数	国土交通省	
120	スマートウェルネス住宅等推進事業	16,740 の内数	国土交通省	
121	重層的支援体制整備事業	54,281 の内数	厚生労働省	
122	ひきこもり支援推進事業	53,062 の内数	厚生労働省	
123	被害者等一時避難等宿泊費	27	警察庁	
124	被災者見守り・相談支援事業	9,258 の内数	厚生労働省	
125	再非行のおそれのある少年に対する居場所づくり活動の充実強化	34	警察庁	
126	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	6,300 の内数	法務省	
127	刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施	6,455 の内数	法務省	
128	保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化	155 の内数	法務省	再掲
129	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,711 の内数	法務省	再掲
3-②アウトリーチ型支援体制の構築				
130	孤独・孤立の実態把握に関する全国調査	44	内閣府	再掲
131	地域における家庭教育支援基盤構築事業（「学校を核とした地域力強化プラン」事業）	70 の内数	文部科学省	
132	地域若者サポートステーション事業	4,593 の内数	厚生労働省	
133	地域における子供・若者支援に当たる人材養成	28 の内数	こども家庭庁	
134	包括的支援事業	88,298 の内数	厚生労働省	
135	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	582 の内数	厚生労働省	
136	地域おこし協力隊の強化	248 の内数	総務省	

137	関係人口の創出・拡大事業	6	総務省	
138	地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業	31	総務省	
139	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	400	総務省	
140	集落支援員の活用による集落対策の推進	非予算事業	総務省	
141	原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置	非予算事業	総務省	
142	デジタル推進委員の取組の推進	非予算事業	デジタル庁	
143	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	53,062 の内数	厚生労働省	再掲
144	自立相談支援事業	53,062 の内数	厚生労働省	
145	アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	53,062 の内数	厚生労働省	
146	困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討	非予算事業	厚生労働省	
147	重層的支援体制整備事業	54,281 の内数	厚生労働省	再掲
148	ひきこもり支援推進事業	53,062 の内数	厚生労働省	再掲
149	被災者見守り・相談支援事業	9,258 の内数	厚生労働省	再掲
150	コミュニティ形成支援事業	9,258 の内数	復興庁	
151	「心の復興」事業	9,258 の内数	復興庁	
152	都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「# 8 1 0 3（ハートさん）」	12	警察庁	再掲
153	犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実	109	警察庁	再掲
154	民間被害者支援団体と連携した犯罪被害者支援	非予算事業	警察庁	再掲
155	地方消費者行政に関する先進的モデル事業	80 の内数	消費者庁	
156	地方消費者行政強化交付金	1,650 の内数	消費者庁	
3-③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等				
157	保険者協議会における保健事業の効果的な実施支援事業	103 の内数	厚生労働省	
158	博物館機能強化推進事業	397 の内数	文部科学省	
159	国立公園満喫プロジェクト推進事業	520 の内数	環境省	

3-④地域における包括的支援体制の推進				
160	支援対象児童等見守り強化事業	17,682 の内数	こども家庭庁	
161	児童虐待防止対策体制総合強化プラン／新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン	非予算事業	こども家庭庁	
162	児童相談所の相談体制の構築	304	こども家庭庁	
163	未成年後見人支援事業	17,682 の内数	こども家庭庁	
164	食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業	152 の内数	環境省	
165	地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業	9 の内数	文部科学省	
166	学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業	136 の内数	文部科学省	
167	地域における子供・若者支援体制の整備推進	54 の内数	こども家庭庁	
168	ヤングケアラー支援体制強化事業	17,682 の内数	こども家庭庁	
169	ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業	11	こども家庭庁	
170	児童虐待防止対策推進事業委託費	205	こども家庭庁	
171	包括的支援事業	88,298 の内数	厚生労働省	再掲
172	熱中症対策推進事業	397 の内数	環境省	
173	地域生活支援事業費等補助金（基幹相談支援センター機能強化事業）	50,451 の内数	厚生労働省	再掲
174	成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	1,144 の内数	厚生労働省	
175	社会福祉士及び精神保健福祉士の養成	非予算事業	厚生労働省	再掲
176	民生委員・児童委員活動への支援	非予算事業	厚生労働省、こども家庭庁	
177	社会福祉協議会への支援	非予算事業	厚生労働省	
178	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	53,062 の内数	厚生労働省	再掲
179	自立相談支援事業	53,062 の内数	厚生労働省	再掲
180	アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	53,062 の内数	厚生労働省	再掲
181	一時生活支援事業	53,062 の内数	厚生労働省	
182	住居確保給付金	53,062 の内数	厚生労働省	
183	居住不安定者等居宅生活移行支援事業	53,062 の内数	厚生労働省	
184	就労準備支援事業	53,062 の内数	厚生労働省	
185	重層的支援体制整備事業	54,281 の内数	厚生労働省	再掲
186	ひきこもり支援推進事業	53,062 の内数	厚生労働省	再掲

187	若年被害女性等支援事業	2,597 の内数	厚生労働省	
188	困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業	2,597 の内数	厚生労働省	
189	民間団体支援強化・推進事業	2,597 の内数	厚生労働省	
190	地方公共団体における再犯防止の取組の推進	65	法務省	
191	少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助	59	法務省	
192	地域生活定着促進事業	38,410 の内数	厚生労働省	
193	医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化	294 の内数	法務省	再掲
194	地方消費者行政強化交付金	1,650 の内数	消費者庁	再掲
195	孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業等	30	消費者庁	
196	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業	1,009	文部科学省	
197	外国人の子供の就学促進事業	95	文部科学省	
198	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	495 の内数	文部科学省	
3-⑤関連施策の推進				
199	良質なテレワークの導入・定着促進事業	124 の内数	厚生労働省	
200	高等職業訓練促進給付金等・自立支援教育訓練給付金の支給	16,252 の内数	こども家庭庁	
201	求職者支援制度	25,852 の内数	厚生労働省	
202	公共職業訓練	102,148 の内数	厚生労働省	
203	補装具費支給制度	1,565,141 の内数	厚生労働省	
204	補聴器販売者の技能向上研修等事業	36	厚生労働省	
205	難聴者のための補聴器等の利用による社会参加の推進	非予算事業	消費者庁	
206	障害者自立支援給付費負担金（障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実）	1,565,141 の内数	厚生労働省	
207	障害者自立支援給付費負担金（単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実）	1,565,141 の内数	厚生労働省	
208	摂食障害治療支援センター設置運営事業	23	厚生労働省	
209	離婚及びこれに関連する制度の検討	非予算事業	法務省	

※安心こども基金を活用

No.	事業名	令和6年度 予算額	担当府省庁	備考
4. 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する				
4-①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援				
210	孤独・孤立対策推進交付金	131	内閣府	新規・再掲
211	社会的養護自立支援拠点事業	非予算事業(※)	こども家庭庁	新規
212	休日夜間緊急支援事業	17,682の内数	こども家庭庁	新規・再掲
213	社会的養護経験者等ネットワーク形成事業	21	こども家庭庁	再掲
214	食品ロス削減総合対策事業のうち食品事業者からの未利用食品提供の推進等	88	農林水産省	再掲
215	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	1,720の内数	農林水産省	再掲
216	労働者協同組合法の円滑な施行のための経費	62	厚生労働省	
217	地域自殺対策強化交付金	318	厚生労働省	
218	ゲートキーパーの養成・支援	3,050の内数	厚生労働省	再掲
219	居住支援協議会等活動支援事業	1,081	国土交通省	
220	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業(社会資本整備総合交付金)	506,453の内数	国土交通省	再掲
221	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業(防災・安全交付金)	870,652の内数	国土交通省	再掲
222	スマートウェルネス住宅等推進事業	16,740の内数	国土交通省	再掲
223	公的賃貸住宅の空き住戸の活用	非予算事業	国土交通省	
224	女性活躍促進に向けた取組に必要な経費	115	内閣府	
225	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	6,300の内数	法務省	再掲
226	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,711の内数	法務省	再掲
227	孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業等	30	消費者庁	再掲
4-②NPO等との対話の推進				
228	NPO等の連携に関する経費	29	内閣府	
229	孤独・孤立対策推進交付金	131	内閣府	新規・再掲
4-③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援				
230	NPO等の連携に関する経費	29	内閣府	再掲
231	孤独・孤立対策推進交付金	131	内閣府	新規・再掲
4-④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備				
232	孤独・孤立対策推進交付金	131	内閣府	新規・再掲

※安心こども基金を活用

(その他) 休眠預金等活用制度の活用【内閣府】

○令和5年度補正予算

(単位：百万円)

No.	事業名	令和5年度 補正予算額	担当府省庁	備考
1. 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする				
1-②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信				
1	孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備	410	内閣官房	
2	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	47の内数	法務省	
1-③声を上げやすい環境整備				
3	孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備	410	内閣官房	再掲
4	子どもの人権SOSミニレター 女性の人権ホットライン 外国人の人権問題対策	54の内数	法務省	
5	偏見・差別等の解消に向けた人権擁護活動の推進	54の内数	法務省	

(単位：百万円)

No.	事業名	令和5年度 補正予算額	担当府省庁	備考
2. 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる				
2-①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）				
6	孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備	410	内閣官房	再掲
7	ワンストップ相談体制強化事業	180	こども家庭庁	
8	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	5,131 の内数	文部科学省	
9	子どもの人権SOSミニレター 女性の人権ホットライン 外国人の人権問題対策	54 の内数	法務省	再掲
10	行政相談	10	総務省	
11	地域自殺対策強化交付金	2,066 の内数	厚生労働省	
12	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	351	内閣府	
13	性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金	108	内閣府	
14	性暴力被害者等相談体制整備事業	345	内閣府	
2-②人材育成等の支援				
15	スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー等活用事業	686	文部科学省	
16	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	5,131 の内数	文部科学省	再掲
2-③関連施策の推進				
17	地域少子化対策重点推進交付金	9,000 の内数	こども家庭庁	

(単位：百万円)

No.	事業名	令和5年度 補正予算額	担当府省庁	備考
3. 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う				
3-①居場所の確保				
18	地域における孤独・孤立対策モデル調査	332	内閣官房	
19	こどもの居場所づくり支援体制強化事業	1,252	こども家庭庁	新規
20	地域こどもの生活支援強化事業	1,273	こども家庭庁	新規
21	ひとり親家庭等生活向上事業	367	こども家庭庁	
22	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	2,450	こども家庭庁	
23	食品ロス削減緊急対策事業	350	農林水産省	
24	食品アクセス緊急対策事業	150	農林水産省	新規
25	地域スポーツクラブ活動体制整備事業	1,432 の内数	文部科学省	
26	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	389 の内数	法務省	
27	刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施	389 の内数	法務省	
28	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	47 の内数	法務省	
3-②アウトリーチ型支援体制の構築				
29	潜在的に支援が必要なこどもをプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業	471 の内数	こども家庭庁	
30	地域若者サポートステーション事業	38 の内数	厚生労働省	
31	デジタル活用支援推進事業	2,099	総務省	
32	生活困窮者自立支援の機能強化	2,558 の内数	厚生労働省	
33	地方消費者行政強化交付金	1,500 の内数	消費者庁	
3-④地域における包括的支援体制の推進				
34	児童相談所の相談体制の構築	239	こども家庭庁	
35	生活困窮者自立支援の機能強化	2,558 の内数	厚生労働省	再掲
36	地方消費者行政強化交付金	1,500 の内数	消費者庁	

(単位：百万円)

No.	事業名	令和5年度 補正予算額	担当府省庁	備考
4. 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する				
4-①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援				
37	地域における孤独・孤立対策モデル調査	332	内閣官房	再掲
38	こどもの居場所づくり支援体制強化事業	1,252	こども家庭庁	新規・再掲
39	地域こどもの生活支援強化事業	1,273	こども家庭庁	新規・再掲
40	食品ロス削減緊急対策事業	350	農林水産省	再掲
41	食品アクセス緊急対策事業	150	農林水産省	新規・再掲
42	孤独・孤立対策のための自殺防止対策事業	1,000	厚生労働省	
43	生活困窮者等支援民間団体活動助成事業	518	厚生労働省	
44	居住支援協議会等活動支援事業	220	国土交通省	
45	地域女性活躍推進交付金	242	内閣府	
46	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	389の内数	法務省	再掲
47	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	47の内数	法務省	再掲
4-②NPO等との対話の推進				
48	地域における孤独・孤立対策モデル調査	332	内閣官房	再掲
4-③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援				
49	地域における孤独・孤立対策モデル調査	332	内閣官房	再掲
4-④関連施策の推進				
50	地域における孤独・孤立対策モデル調査	332	内閣官房	再掲

参 考 资 料

(令和6年度予算案)

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室）

6年度概算決定額 0.4億円
（新規）

事業概要・目的

○我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、過年度に引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（以下「全国調査」という。）を実施します。

全国調査は、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）における「全国調査とPDCAの取組を推進すること」との指摘等を契機として始めた調査であり、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）においても、「調査結果を踏まえた上で施策を進める」として、調査結果の活用が指摘されています。

事業イメージ・具体例

- 調査対象：全国・全世代の個人
- 調査方法：統計的な手法で抽出した個人に対して調査票を郵送し、郵送又はWEBフォームにより回答を回収します。
- 調査主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により業者を決定します。
- 調査事項：孤独に関する事項、孤立に関する事項、属性情報、その他関連項目等
- 調査期間：12月～1月（調査基準日：12月1日）

資金の流れ



期待される効果

- 我が国における孤独・孤立の実態を把握することで、関連行政諸施策の企画立案又は評価に資するデータを提供します。
- 全国調査を毎年定期的実施することで、学術研究等にも有用なデータを提供します。

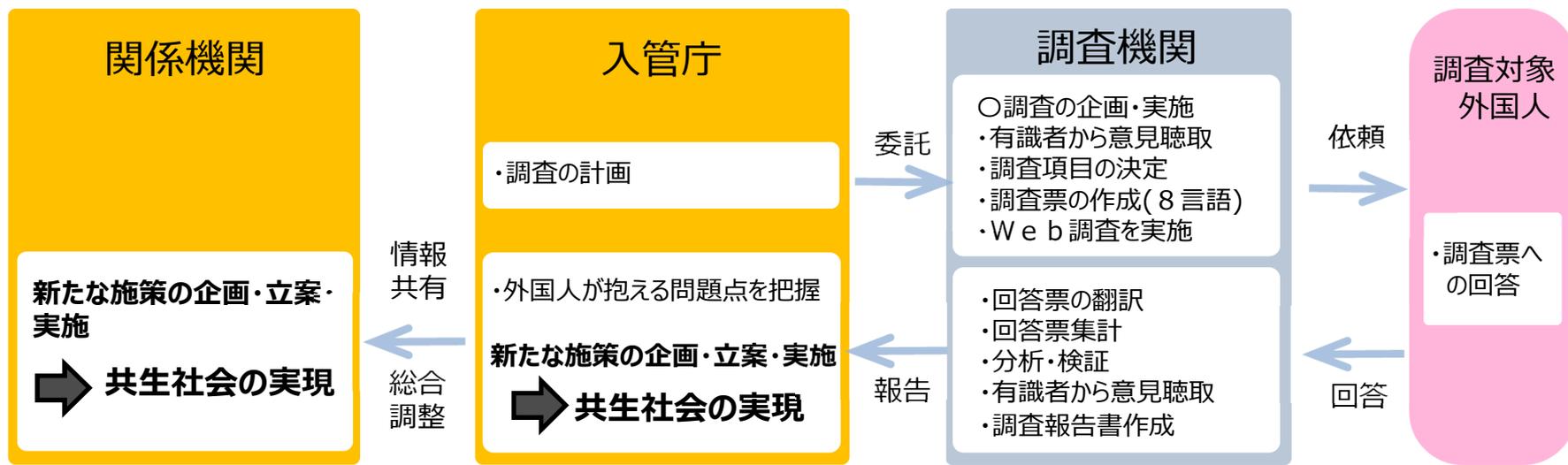
在留外国人に対する基礎調査

令和6年度予算(案)額
10,747千円

概要

- 外国人との共生をめぐる状況は絶えず変化しており、外国人の置かれた状況やいかなる施策が必要とされているかを的確に把握する必要がある。
- 令和4年6月14日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（以下「総合的対応策」という。）が決定された。

➡ **「在留外国人に対する基礎調査」を実施し、在留外国人の国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、外国人の置かれている状況及び外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握する。（ロードマップ《15》、《66》、《76》・総合的対応策《施策番号21》）**



➡ **調査結果を踏まえ、外国人に関する共生施策を企画・立案・実施することで、ロードマップ及び総合的対応策の充実を図り、政府全体で外国人との共生社会の実現を図っていく。**

出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング

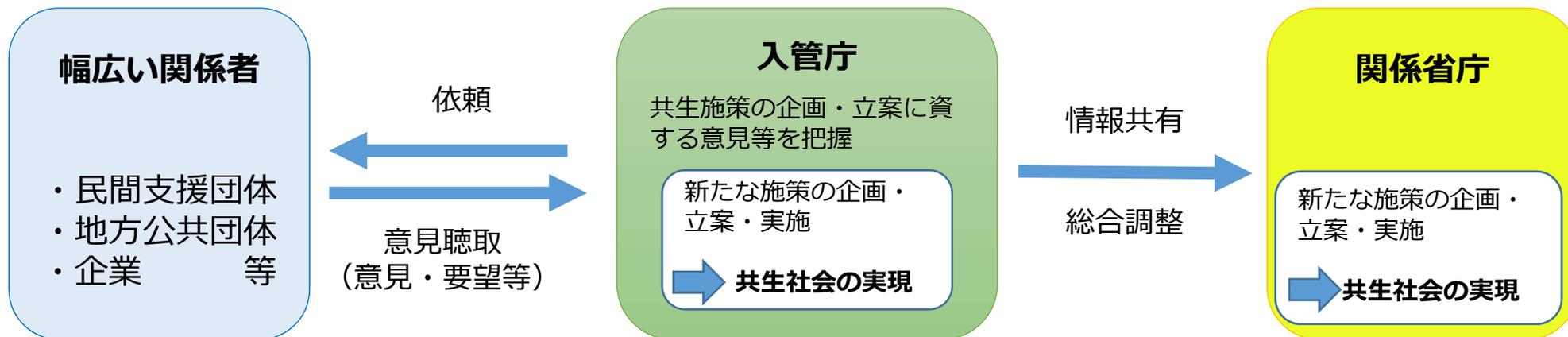
令和6年度予算(案)額
1,008千円の内数

概要

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）

出入国在留管理庁が実施している**関係者ヒアリング**、各地方出入国在留管理局が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等において、引き続き**地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、外国人に対する共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。**【施策番号20】

→ 今後の出入国在留管理行政の在り方に関する検討に資するため、広く国民の声を聴くという観点に立ち、幅広い関係者から意見等を聴取する関係者ヒアリングを実施。



→ 聴取結果を踏まえ、外国人に関する共生施策を企画・立案・実施することで、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の充実を図り、政府全体で外国人との共生社会の実現を図っていく。

背景・課題

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、社会問題の解決や科学技術・イノベーションによる新たな価値を創造するために、**研究開発の初期段階からの倫理的・法制的・社会的課題(ELSI)対応など、人文・社会科学と自然科学との融合による「総合知」を用いた取組の重要性**、また**気候変動問題等の地球規模課題の解決やSociety 5.0の実現に向けた「総合知」活用の重要性**が指摘されている。
- CSTI「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ(令和4年3月17日)では、**我が国の10年後の姿として人文社会・自然科学/アカデミア・産業界を問わず誰もが「総合知」を活用する社会の実現**が掲げられており、**「総合知」を活用する場の創出、ノウハウの蓄積、人材育成、評価手法の確立などの課題**が指摘されている。
- **社会的孤立・孤独の予防プログラムが、政府の「孤独・孤立対策の重点計画」(令和4年12月26日改定)における一施策として位置づけられている。**

事業概要

- **持続可能な開発目標(SDGs)を含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制的・社会的課題(ELSI)へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野の研究者やステークホルダーが参画する社会技術研究開発(フューチャー・アース構想を含む)を推進する。**

【事業の主なスキーム】

<調査・研究部分>

- ✓ 予算規模：113百万円(人件費、活動費、調査・研究費等)
- ✓ 社会問題俯瞰調査
- ✓ JST各研究開発部門と連携したELSI等の調査・研究
- ✓ 俯瞰・戦略ユニットの機能強化のための取組(「総合知」戦略推進への貢献)



<委託研究部分>

- ✓ 対象機関：大学、国立研究開発法人、NPO法人 等
- ✓ 予算規模：8百万円～30百万円/PJ・年(75課題を実施予定)
- ✓ 研究期間：半年～3年程度



【取組概要一覧】

○研究開発領域・プログラム(委託研究)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」(H23～R7)

「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム」

- シナリオ創出フェーズ(R1～)
- ソリューション創出フェーズ(R1～)
- 社会的孤立枠(R3～R9)**
- デジタルソーシャルトラスト枠(R5～R10)



「科学技術の倫理的・法制的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム」(R2～R10)



○俯瞰・戦略ユニット(調査・研究)

○共通経費

○フューチャー・アース構想の推進(H26～)



【これまでの成果】※SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(社会的孤立枠)

すべての子どもの社会的孤立・孤独・排除を予防する学校を中心としたシステムの開発
 代表者：山野 則子(大阪公立大学 教授) 研究開発期間：令和3年11月～令和8年3月

- ✓ 子どもの社会的孤立・孤独・排除の予防には、子どもが抱える問題の早期発見と支援の仕組みが必要。支援手法開発等の学術研究と予防施策を講じる学校組織等での実証の一体的推進が重要。
- ✓ AI活用により子どもたちの潜在的なSOSを早期にキャッチし適切な支援に繋げる「YOSS (Yamano Osaka Screening System®, ヨース) クラウドサービス」を、現場実証を経て産業界と共同開発。令和4年12月から全国の小中学校・高校などの教育現場に提供開始。
- ✓ YOSSの導入により、客観的データに基づいた教員・スクールソーシャルワーカー等のチームでの議論や支援策の検討が可能に。大阪市・神戸市・岡山県奈義町・佐賀県みやき町・大阪府内5自治体等、計11自治体67校(令和5年8月時点)の教育現場に導入されるなど社会的反響。
- ✓ 今後は、支援の方向性を示す評価手法の開発や人材養成など体制構築の支援などを通じ、さらなる社会展開・実装が期待。



仕組みの全体像



「YOSSクラウドサービス」の画面イメージ

孤独・孤立対策ウェブサイト

- 孤独・孤立で悩んでいる方向けに、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するウェブサイトを作成。（18歳以下向け：2021年8月～、一般向け：2021年11月～）
- チャットボット（自動応答システム）により、相談者を適切な支援制度や相談先へご案内するとともに、孤独・孤立で悩んでいる方が声を上げやすくなるコンテンツを掲載。

概要

作成にあたって、NPO法人、ソーシャルメディア事業者等で構成される企画委員会で内容等について検討。

<主な機能・取組>

(1) チャットボット（自動応答システム）の導入

- ・ 自動応答により相談者を適切な支援制度や相談先へ案内
- ・ 関係府省の支援制度や相談窓口をあわせて約150をカバー

(2) チャットボット利用結果をPDF形式で出力可能

- ・ 利用者の備忘録、自治体の相談窓口等において自らの状況を説明する手助け

(3) 孤独・孤立で悩んでいる方が声を上げやすくなるコンテンツを掲載

- ・ 悩みを抱えている人の質問と回答、専門家のヒント、メッセージ、キャンペーンなど

(4) 子ども用の専用ページを開設

(5) 外国語のページを開設（10言語、2023年3月公開）

(6) 市区町村の支援制度の手続き情報につなげることが可能に（2023年5月～）

- ・ チャットボットの利用結果からマイナポータル「ぴったりサービス」への接続実施

(7) 携帯電話事業者との連携によるプッシュ型での情報発信の取組

- ・ 携帯電話料金の支払いが遅れている方に対する案内（SMS又はメール）の中で、孤独・孤立対策ウェブサイトを紹介（2023年8月より、4大携帯キャリアで連携実施（ソフトバンクとは、2023年2月より先行して連携開始））



内閣府孤独・孤立対策担当室
孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果

相談項目	手立て
相談内容（詳細）	子ども・子育てについて相談したい
相談内容（詳細）	子育ての方向と関連する情報を知りたい
支援制度・相談窓口	「地域子育て支援拠点事業」
概要	乳幼児とその保護者の生活が安定する場所を提供し、子育てに関する相談・助産や情報提供、講座等の開催などを行っています。
対象者・申請先・相談先	【申請先】お住まいの市区町村 【相談先】詳しい情報については、「お住まいの市区町村」地域子育て支援拠点事業」と検索してみてください。
その他 （ご質問やお問い合わせなど、検索しづらい）	

チャットボットとは、約100種類の支援制度・窓口の検索から、悩みに応じた必要な案内や相談先を自動で提示するシステムのこと。孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたの悩みを応援しよう」に連携。
※利用結果は、検索や相談の履歴にのみ利用していただき、検索者の個人情報を送信する事などはおこなっていません。

支援制度・相談窓口の検索担当者へ
孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果は、悩みを抱えている方への適切な支援制度や相談先を案内する目的で活用されています。また、本結果は、悩みを抱えている方と自治体等の支援制度・相談窓口の担当者等とのコミュニケーションを円滑にする目的で作成されています。本結果をお持ちの方が相談に来られる際には、上記の支援制度・相談窓口の案内、または、より適切な支援がある場合には、こちらの案内を差し替えていただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。
内閣府孤独・孤立対策担当室

ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信

趣旨

- 誰にでも起こりうる、孤独・孤立の問題を抱える方々に適切な支援があることを知らせ、支援につなげていくことが重要。ソーシャルメディアは、人々のネットワークを広げ、情報の行き来を活発にする役割を担っており、孤独・孤立の問題や自殺防止対策への対応に活用されることが期待される。
- これまで指摘されているソーシャルメディア利用に関する問題点を利用に関する問題点を踏まえつつ、孤独・孤立の問題や自殺防止対策に対応していく観点から、効果的な方策を提示するため、ソーシャルメディア関係者、検索サービス事業者等と行政が共同して作業を行う。

取組内容

関係省庁と民間事業者から成るタスクフォース（※）において、以下の取組を推進する。

- SNSを活用したプッシュ型の支援策や相談窓口に関する情報提供及び調査等
- 検索連動型相談窓口案内に関する有効なキーワードや窓口の継続的な検討
- SNSの投稿に着目した自殺予防対策の検討
- 対象者別のSNSを活用した相談支援の方策
- SNSおよびインターネット利用に関する指導人材の育成
- 政府の相談窓口や支援の周知プロジェクト

※**ソーシャルメディアの活用に関するタスクフォース**（令和3年3月発足）
（構成員）

関係省庁

内閣官房、総務省、
厚生労働省、文部科学省

民間事業者

一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境機構（SMAJ）
一般社団法人 セーフターインターネット協会（SIA）
一般社団法人 全国SNSカウンセリング協議会

支援情報検索サイトの運用

令和6年度予算案
0.8億円の内数

悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索できるサイトです。



① 支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

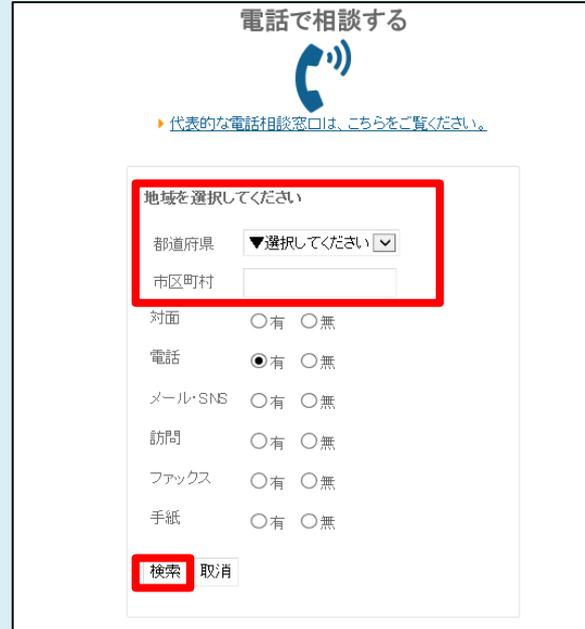
② 知りたい情報を選びます。



③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。



イラスト：細川貂々

- 全国でのポスターの掲示やネットでの広告等によりSNSや電話相談の窓口(まもろうよこころ)やゲートキーパー(※)を周知。具体的には、①広報ポスター(紙、電子媒体)、インターネット広告(②動画広告、③SNSでの広告、④検索連動広告、⑤政府広報)、⑥リーフレットの配布、⑦厚労省公式SNSへの投稿 等

※ ゲートキーパー:悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人(そのうちどれか一つでもできれば支えになる)

【広報ポスター・インターネット広告】

①ポスター



②動画広告

(YouTube・Yahoo!等)



③SNS広告

Facebook・Twitter・LINEにおいて、ポスターや動画等を配信



④検索連動広告

(Google・Yahoo!)



⑤政府広報バナー広告

Yahoo!ニュース等にバナーを掲出し、「まもろうよこころ」に誘導。



ポスター・動画では、電話やSNSの相談窓口をまとめた厚労省HP「まもろうよこころ」を案内



【その他の広報】

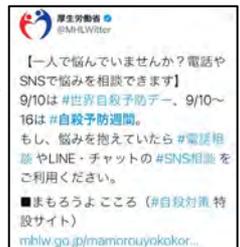
⑥リーフレットの配布

インターネットに馴染みが無い方に向けて、本人に直接配布できるようリーフレットを作成。(自治体や関係団体が活用できるよう電子媒体を幅広く配布)



⑦厚労省公式SNSへの投稿

8月～9月において、相談窓口及びゲートキーパー等自殺予防に向けた情報を投稿



保護司とは

【R6予算(案)額 4,711,045千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国886の区域（保護区）に配属され活動している現員数は約47,000人
- ・ 近年、充足率は約89%

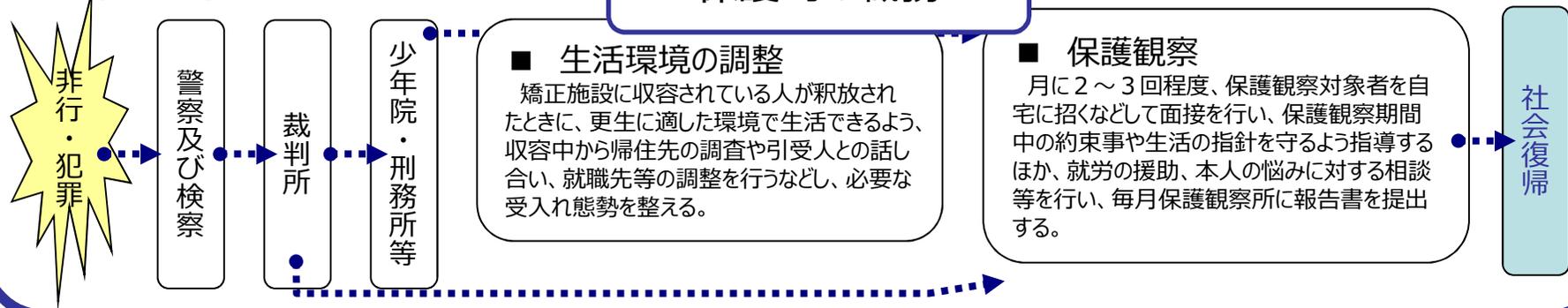
3 任期

- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

■ 保護観察等の実施



保護司の職務

■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が解放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

※このほか、更生保護女性会及びBBS会に係る経費についても、要求している

外国人生活支援ポータルサイトについて

令和6年度予算(案)額
4,107,310千円の内数

概要

- 日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために2019年4月1日に開設。
- 外国人向けに「生活・就労ガイドブック」（16言語。やさしい日本語版を含む。）、国の機関・地方公共団体等向けに「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」などを公開。
- 台風などの自然災害、新型コロナウイルスに関する情報・支援策等の他省庁の施策のリンクなども掲載。

多言語での情報提供の現状

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27に基づき、行政情報・生活情報を多言語・やさしい日本語で発信。
- 多言語で情報発信をしても、掲載場所の多くは日本語で作成されたそれぞれの省庁のホームページであり、日本語が得意ではない外国人が検索してその情報にたどり着くことは困難。



対応策

- 外国人生活支援ポータルサイト上に各言語ごとにリンク集を作成。
- 出入国在留管理庁に新たな情報の掲載を定期的に依頼。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27

○外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める〔全省庁〕

期待される効果

- ・外国人がそれぞれの使用言語のリンク集をお気に入り登録。リンク集を閲覧すれば、多言語化された情報にアクセスすることが可能に。
- ・定期的に各省庁に照会することで、ポータルサイトに掲載されている情報を更新。

外国人がそれぞれの
使用言語で容易に、
最新の情報にアクセスすること
ができる環境を構築

外国人生活支援ポータルサイト(言語を選ぶ)

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業

令和6年度当初予算案：27百万円（35百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、ひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況 等

(3) その他業務

- ・ 上記のほか、必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

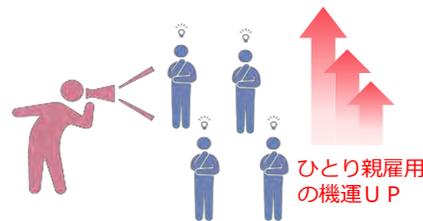
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

👍 行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

2 ひとり親の雇用に理解のある企業の情報

- 1 ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- 2 優良企業表彰を受けた企業の取り組みを掲載

👍 ひとり親雇用の機運を高める

3 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 2 自治体毎の取組状況を掲載

👍 住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「SOSの出し方に関する教育」(※)の推進が重要。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた世帯単位での支援が可能になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行うことが望ましいこと。
3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて教材や授業方法を工夫することが考えられること。
4. SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教えることが望ましいこと。
5. 同教育は、厚生労働省の「地域自殺対策強化事業実施要綱」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「地域特性重点特化事業」(補助率10/10)にも該当し得るため、積極的に本事業を活用するよう周知されたいこと。

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について

(平成30年8月31日付け文部科学省児童生徒課、厚生労働省自殺対策推進室事務連絡)

1 背景

- ✓ 平成30年1月、SOSの出し方に関する教育についての留意事項を示し、各教科等の授業の一環として、少なくとも年1回実施することなど積極的な推進を依頼する通知を发出。
- ✓ SOSの出し方に関する更なる教育の一層の推進に資するため、上記の留意事項に加え、各学校でSOSの出し方に関する教育を行う上で参考となる教材例を周知。

2 通知の概要

以下の教材例を参考に、各学校において、SOSの出し方に関する教育の一層の推進に努めていただくこと。

(1) 東京都教育委員会作成教材

- 子供が、現在起きている危機的状況又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的に、各学校がSOSの出し方に関する教育を推進するための教材(学習指導案、ワークシート、スライドデータ等)を作成。

(2) 東京都作成教材

- 子供自身が悩みに対処する方法を知り、困ったときに、大人や専門機関に相談できるようになること、また、周囲の人の気がかりな変化に気づき、適切な行動(大人へのつなぎ)が取れるようになることをねらいとして、小学校6年生及び中学校1年生向けの小冊子を作成(教職員向け解説書も併せて周知)。

(3) 北海道教育委員会作成教材

- 北海道教育委員会において、平成29年度いじめ対策・不登校支援等推進事業により、自殺予防教育を進める際の参考となるよう、「援助希求的態度の育成」、「早期の問題認識(心の健康)」、「ストレス対処スキルの育成」に関するプログラム(指導案やワークシート等)を作成。

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

こどもの人権SOSミニレター

◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
(令和4年度における受領通数・・・約8, 100通)



いじめ等、先生や保護者にも話せない悩み
ごとの相談に応じ、解決に導く

女性の人権ホットライン

◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う専用相談電話を設置
(令和4年における相談件数・・・約1万2, 700件)



外国語による人権相談

◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳サービス等を利用した体制を整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 ※窓口においては、約80の言語に対応。



法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、「人権教育・啓発推進法」(H12法147)及び「人権教育・啓発に関する基本計画」(H14.3.15閣議決定、H23.4.1一部変更)に基づき、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための「人権啓発活動」を年間を通じて実施。特に人権週間(毎年12月4日～10日)には、全国各地において集中的な啓発活動を展開。
- 法務局・地方法務局及び人権擁護委員を中心に、国直轄事業や地方公共団体等への委託事業により、スポーツ組織・民間企業等とも積極的に連携し、地域の実情に応じた特色ある人権啓発活動を実施。

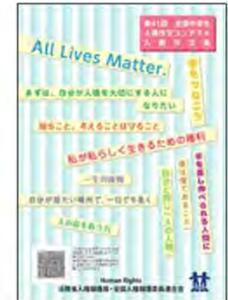
人権教室

- いじめ等について考える機会を作ることにより、思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的とし実施(令和4年度は、約83万人を対象に実施)
- 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、インターネット上の人権侵害への対応として、携帯電話会社が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室も実施



全国中学生人権作文コンテスト

- 第41回目を迎えた令和4年度は、約77万人が参加
- 入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

- 花の種子等を協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施(令和4年度は約42万人が参加)



人権啓発冊子・動画

- いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し、配布・配信



寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)について

令和5年度予算
令和6年度予算案

396億円の内数
384億円の内数

1. 概要

(1) 電話相談

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。

(2) 直接支援・継続支援

直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。

(3) 実施団体

令和5年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施。

当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

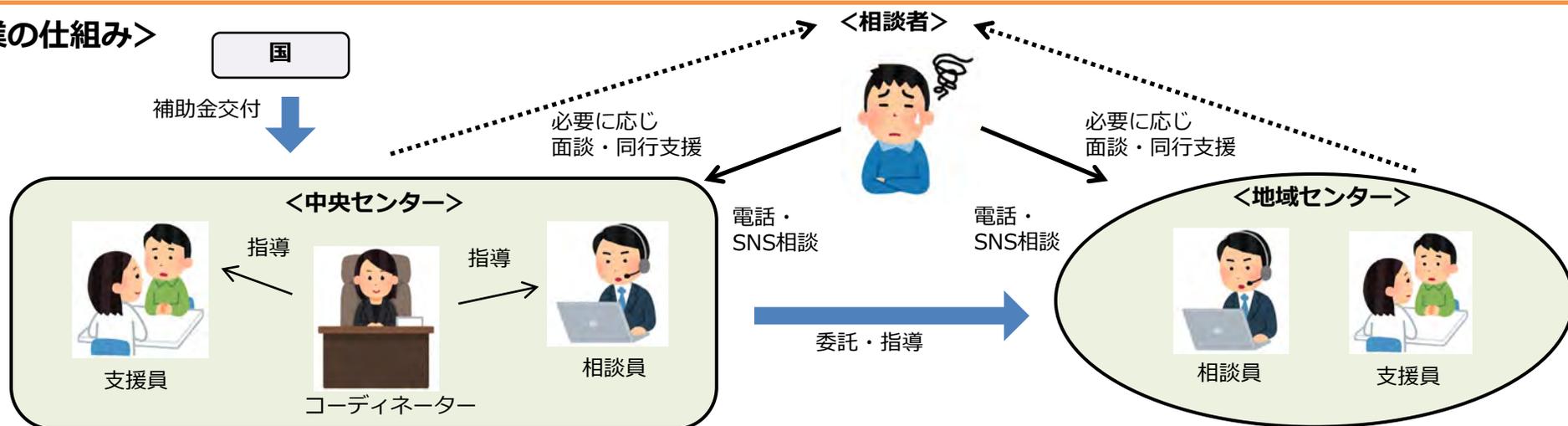
(参考)
令和3年度相談件数
約19.6万件



2. 体制

全国ライン(0120-279-338)と被災地ライン(被災3県対象)(0120-279-226)の2つのダイヤルを設置し、それぞれに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。

<事業の仕組み>



効果的な保護観察処遇

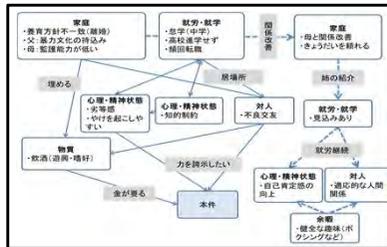
保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【R6予算(案)額 154,957千円の内数】
 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【R6予算(案)額 6,454,872千円の内数】

CFPによるアセスメント(R3.1~)

保護観察用アセスメントツール・CFP (Case Formulation in Probation/Parole) の開発・運用

- [特徴]
- 再犯リスクを科学的に評価
 - 再犯に結び付く要因や改善更生に資する事項を網羅的に検討
 - 犯罪に至るプロセスを分析

CFPによる分析の例



再犯リスクに応じた密度で
 個々の問題や特性に焦点を
 当てた処遇を実施

類型別による処遇(R3.1~)

共通する問題性等に焦点を当てた
 ガイドラインによる処遇

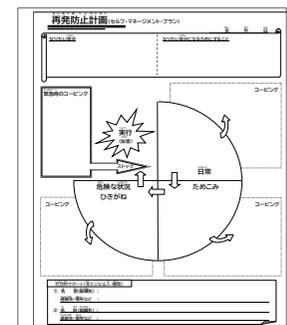


犯罪的傾向の改善等を図る処遇

- 性犯罪再犯防止プログラム
- 薬物再乱用防止プログラム
- 暴力防止プログラム
- 飲酒運転防止プログラム
- しよく罪指導プログラム
- 社会貢献活動



再発防止計画の例



対象者の特性に応じた取組例

薬物事犯者

刑の一部執行猶予制度の活用(H28.6~)

1年2か月
 実刑部分の刑

4か月
 猶予部分の刑

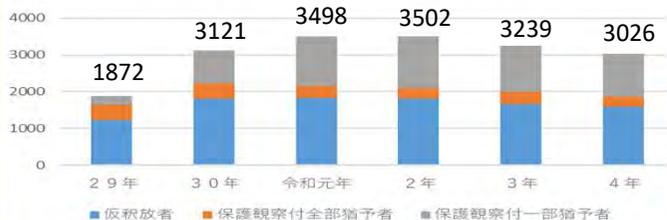
2年
 保護観察付きの執行猶予期間

刑事施設

保護観察所

対象: 初入者、薬物使用等の罪を犯した者(初入者を除く)

(人) 薬物再乱用防止プログラム開始人員数



高齢・障害を有する者

特別調整

高齢又は障害を有する受刑者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して、出所後の帰住地確保、必要な福祉サービス等の調整

特別調整終結人員の推移 (H26年度~R4年度)



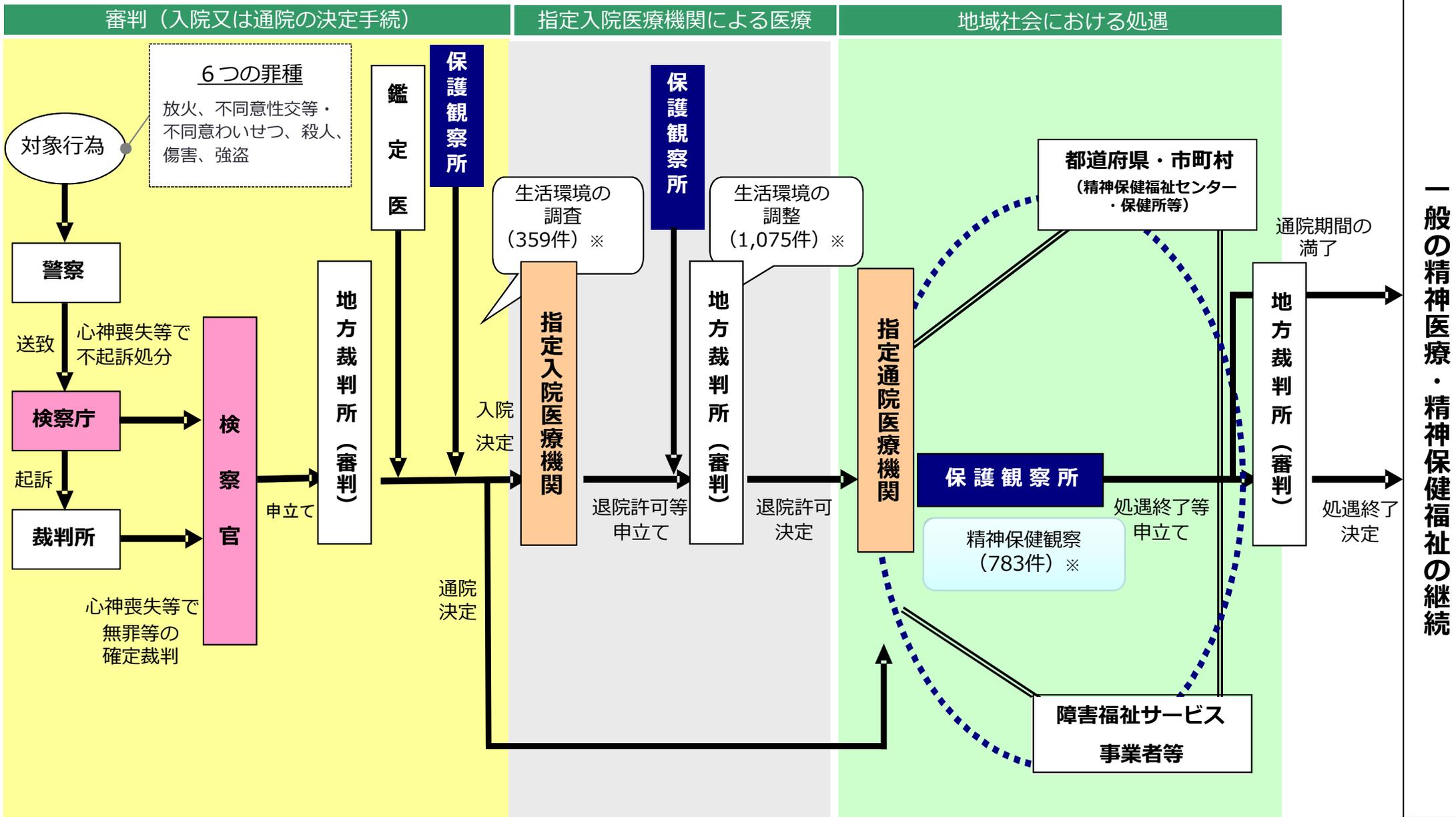
性犯罪者

性犯罪再犯防止プログラムの改訂(R4.4~)

保護観察所において実施する性犯罪再犯防止プログラムについて、刑事施設におけるプログラムとの連携を一層深めるとともに、再発防止計画作成後の指導効果の維持等を図るため必要に応じメンテナンスプログラムを実施すること等を内容とする改訂を実施

心神喪失者等医療観察制度と保護観察所

【R6予算(案)額 293,683千円の内数】



※ () 内は令和4年における取扱い件数。生活環境調査の件数については、医療観察法第33条1項の申立てによるものに限る。

困窮邦人等対策費 (外務省領事局海外邦人安全課)

令和6年度概算決定額 24,686千円 (うち、孤独・孤立対策関係予算額は21,065千円)

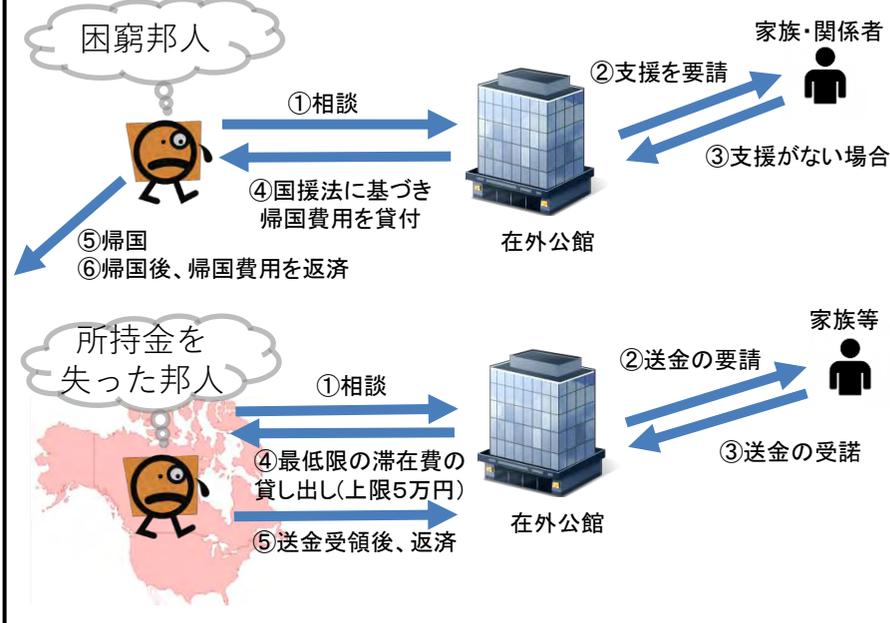
事業概要・目的

○ 海外における邦人の生命及び身体の保護は外務省の最も重要な責務の1つ。特に近年は感染症問題や国外退避を強いられるなど、在外邦人は不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後も、海外の困窮邦人への対処に係る以下の事業に対するニーズが高まるものと予想される。

○ **困窮邦人帰国対策費**：困窮状態に陥り、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない邦人に**帰国費用を貸し付け**、債務者は帰国後に同費用を返還する。滞在国の公的扶助が望めない者に対し、本邦での公的扶助受給による救済に繋げるためのセーフティネット。「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」(国援法)に基づき実施する。

○ **海外邦人援護短期貸出金**：海外で事件・事故や災害等により所持金を失った邦人に対し、当該邦人の家族等から支援(送金)を受けるまでに必要な**最低限の滞在費の貸し出し**(一人あたりの上限は原則として5万円程度)を行う。申請時に迅速に対応できるよう、年度初めに在外公館に対し予算を送金する。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○ 海外で困窮に陥った邦人のための最後のセーフティネットとしての機能。

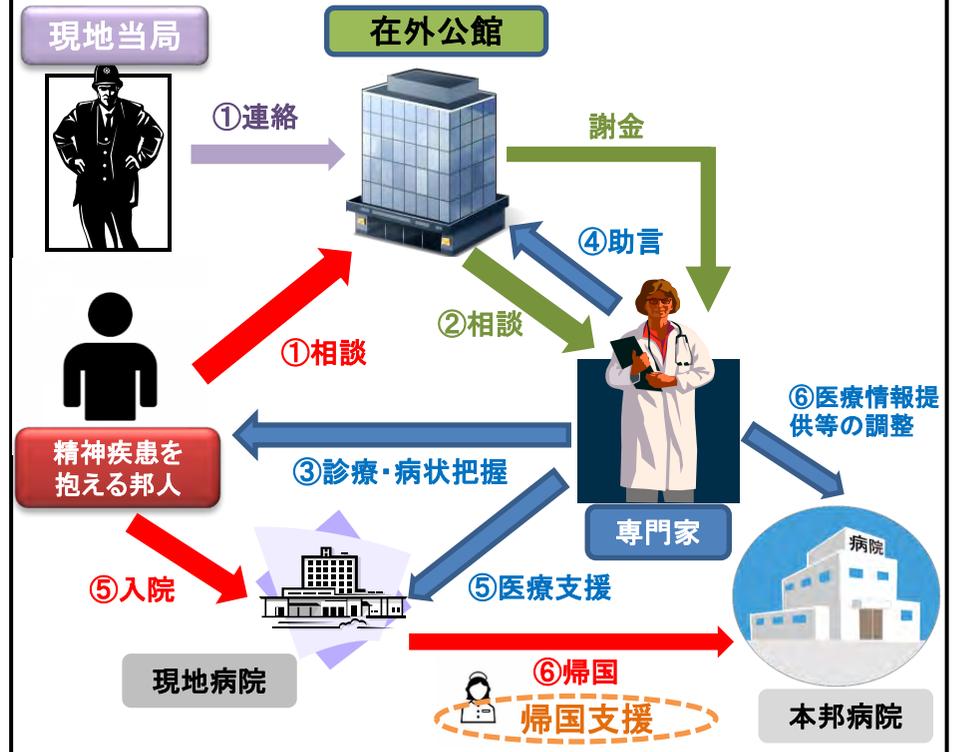
海外邦人精神障害者対策費 (外務省領事局海外邦人安全課)

令和6年度概算決定額 7,350千円

事業概要・目的

- 海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現場の領事負担を軽減する観点から自傷他害の危険を未然に防ぎ、現地治療に繋げるために現地において**精神医療専門家の支援**を得るもの。
- 平成12年度より実施。新型コロナの感染拡大後は、在外邦人は一層不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後、**海外邦人のメンタルヘルスへの対応ニーズの高まり**が予想される。
- 委託された専門家は、当該邦人の病状を把握した上で在外公館領事に助言すると共に、重傷者に関しては、現地医療機関への受入依頼等、医療支援を行う。また、精神疾患等を抱える邦人の帰国に向けて、本邦受入れ先病院等に医療情報提供等の調整を行う。
- 病状の程度によって単身では帰国便に搭乗できない場合、**医師・看護師等を付添わせ帰国させ、本邦到着空港へ担当官を派遣**する。
- 根拠となる政策等
 - ・経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日)第3章1(1)「外交・領事実施体制を抜本的に強化し、外交力の強化を図る。」
 - ・「国家安全保障戦略を具現化するための外交力の抜本的強化を求める決議」自民党政務調査会(令和5年4月27日)5 国家安全保障戦略を具現化する外交力及びそのための外交・領事実施体制の抜本的強化「外交力及びそれを支える外交・領事実施体制を飛躍的かつ抜本的に強化する」

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 海外において精神疾患を抱える邦人に対し適切な保護・帰国支援を行うことが可能になる。
- 在外公館の領事サービスが向上し、邦人保護体制が強化される。

令和6年度概算要求額 **31億**円の内数

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
約49/100	約49/100		約2/100

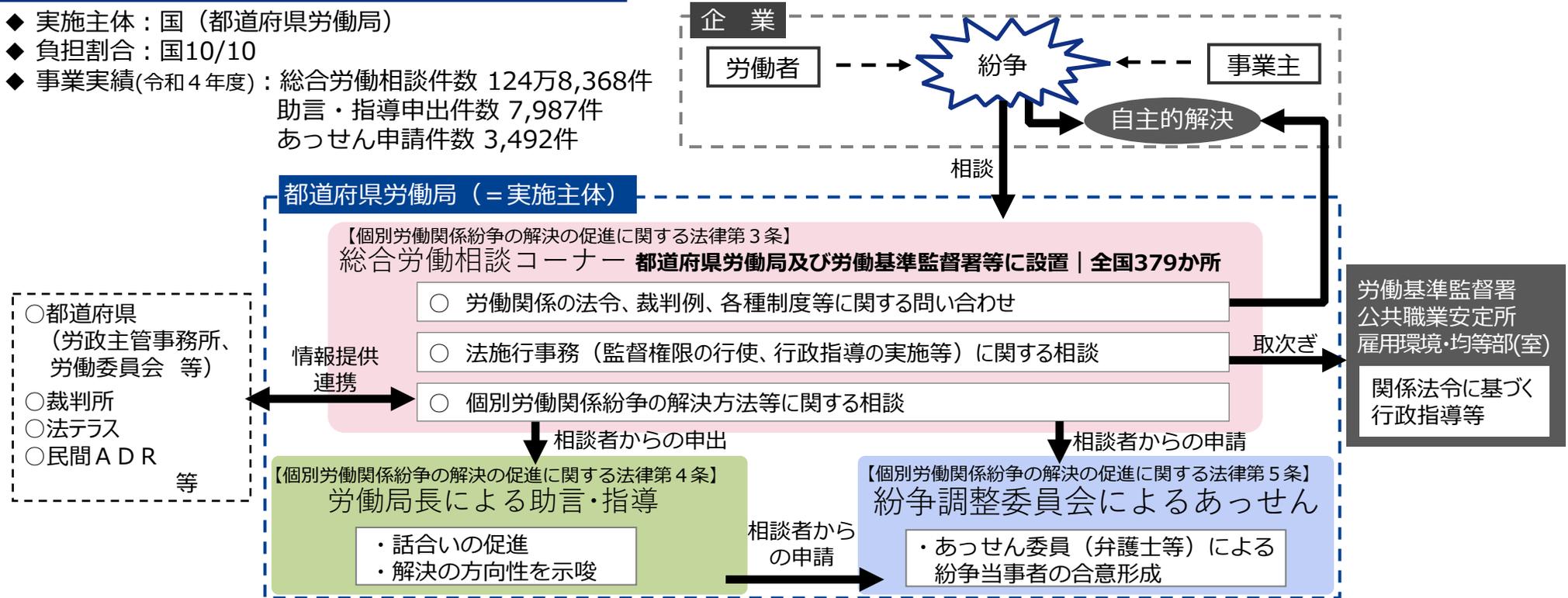
1 事業の目的

近年、労働組合組織率の低下、企業の人事労務管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴う。

そのため、司法機関との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、行政として信頼できる簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供し、当該紛争の未然防止と自主的解決を促進することを目的として事業を行っている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ◆ 実施主体：国（都道府県労働局）
- ◆ 負担割合：国10/10
- ◆ 事業実績(令和4年度)：総合労働相談件数 124万8,368件
助言・指導申出件数 7,987件
あっせん申請件数 3,492件



ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 【平成26年度創設】

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種との支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、
①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(3) 相談支援体制強化事業 (R4～)

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,210千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種とのバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,648千円】

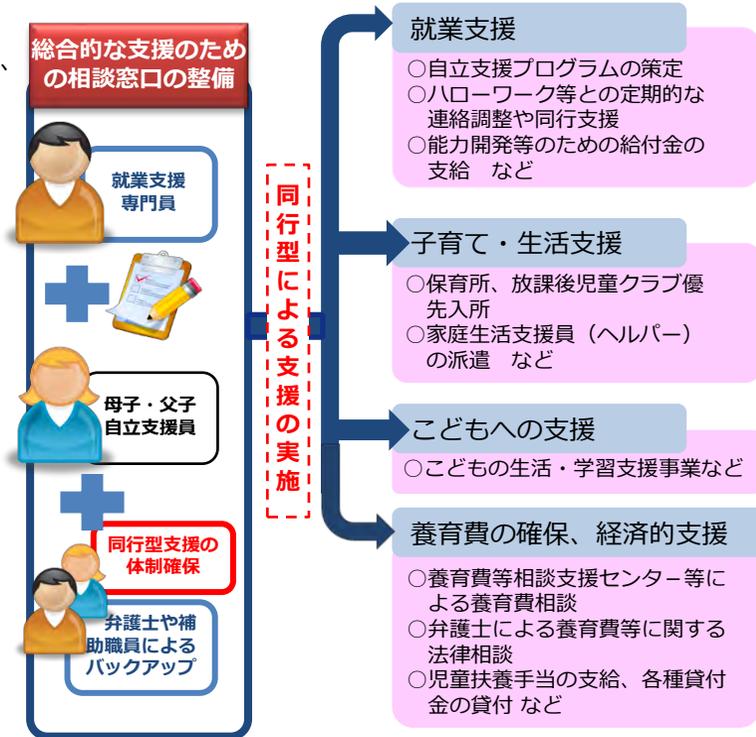
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,681千円】 ※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるように、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

エ 同行型支援【1か所あたり年額1,821千円】 (R5～)

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配置人数	36名	52名	61名	74名	93名	98名	103名
相談対応件数(延べ数)	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等の推進

令和6年度予算額(案)
(前年度予算額)

88億円
85億円)



文部科学省

背景・課題

○ 不登校児童生徒数が小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要である。

目標

令和5年度補正予算額

51億円

○ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」（令和5年10月）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 <令和6年度予算額(案)の概要> 主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 8,680百万円(8,461百万円) [令和5年度補正予算額 3,728百万円]

① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

・ **学びの多様化**学校の設置準備に加え、新たに**設置後の運営支援**
(設置準備：20校、設置後：7校)

・ 教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等

② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

・ SCの配置 (全公立小中学校 27,500校、週4時間)

SSWの配置 (全中学校区 10,000校、週3時間)

・ **重点配置校数の拡充** (SC : 7,200→10,000校、週8時間)
(SSW : 9,000→10,000校、週6時間)

・ オンラインを活用した広域的な支援体制整備 (全都道府県・政令指定都市)

③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

④ 不登校児童生徒等の学び継続事業 [令和5年度補正予算額 3,728百万円]

・ **校内教育支援センター (SSR) の設置促進** (6,000校)

・ 在籍校とつないだり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための
教育支援センターのICT環境の整備 (600ヶ所)

・ より課題を抱える学校における組織的な支援のための**SC・SSWの配置充実**
(3,900校)

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究【委託】 47百万円(50百万円) [令和5年度補正予算額 1,404百万円]

① いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに 関する調査研究

・ **自殺予防教育の指導モデル開発**

・ 心理・福祉に関する**教職員向けの研修プログラム**の開発

・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方
に関する調査研究 等

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化 に向けた調査研究

③ 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

【令和5年度補正予算額 1,404百万円】

・ **1人1台端末等**を活用した「**心の健康観察**」の全国の学校での導入推進

・ 保護者への相談支援やアウトリーチ等の**地域の総合的拠点機能形成**

・ 不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進

【関連施策】

▶ 公立学校施設の整備 (廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設 (令和9年度まで) 等)、私立学校施設・設備の整備の推進

▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置 (義務教育費国庫負担金) (学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等)

▶ 学習指導員等の配置

▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
(私立) 私立高等学校等経常費助成費補助金 (特別補助)

▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実 (学校保健推進体制支援事業)

▶ 夜間中学の設置促進・充実

▶ 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

▶ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業



- いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

こども家庭庁 主に首長部局を通じた対応

・ 学校外からのいじめ解消アプローチ

・ いじめ調査アドバイザー

・ こどもの多様な居場所づくり 等



(担当：初等中等教育局児童生徒課)

若年妊婦等支援強化加算（性と健康の相談センター事業の一部）

【令和2年度創設】

目的

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部又は全てを委託することなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

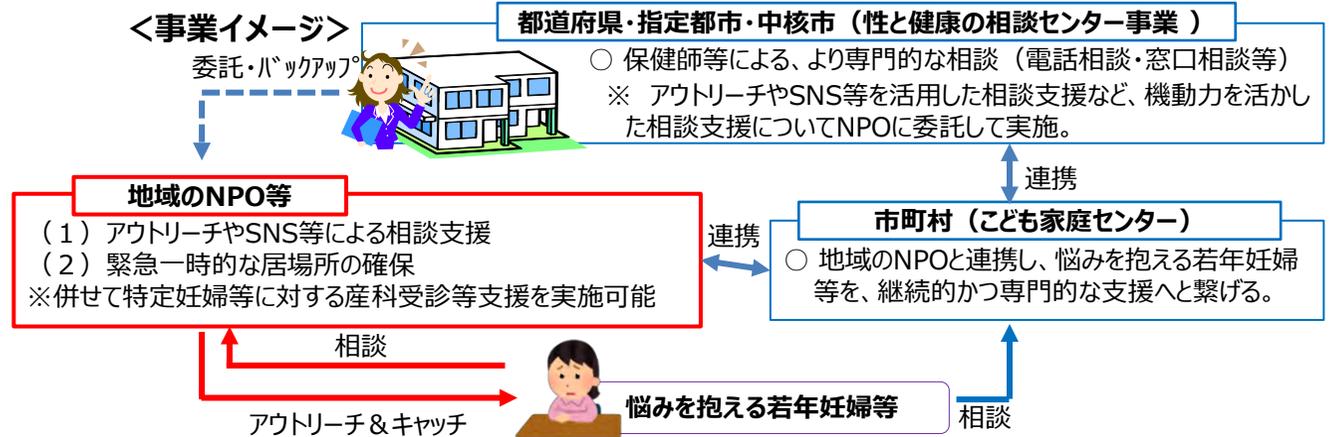
内容

◆ 対象者

10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

◆ 内容

- (1) 相談支援等
 - ① 窓口相談
 - ② アウトリーチによる相談
 - ③ コーディネート業務
 - ④ SNS等を活用した相談
- (2) 緊急一時的な居場所確保



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
- ◆ 実施自治体数：23自治体
 - ・ 直営5自治体（石川県、京都府、仙台市、京都市、奈良市）
 - ・ 委託18自治体（北海道、秋田県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、三重県、滋賀県、兵庫県、広島県、沖縄県、仙台市、京都市）
- ※ 令和4年度変更交付決定ベース

補助単価案

◆ 補助単価案

①直営	運営費	月額	180,500円
	SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円
②委託	基本分	月額	387,500円
	夜間休日対応加算	月額	58,300円
	SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円

産婦健康診査事業

【平成29年度創設】

目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

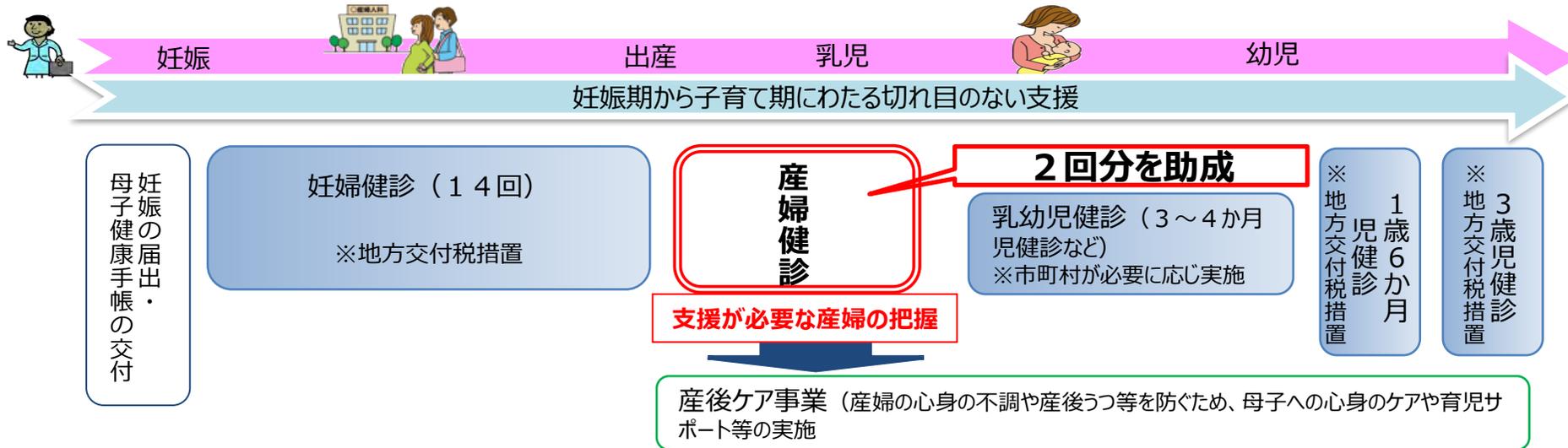
内容

◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内容

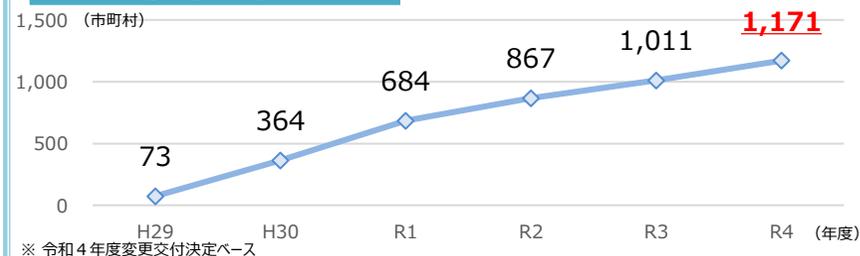
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案 : 1件あたり5,000円

事業実績



産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部） **【拡充】**

【平成26年度創設】

目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

内容

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

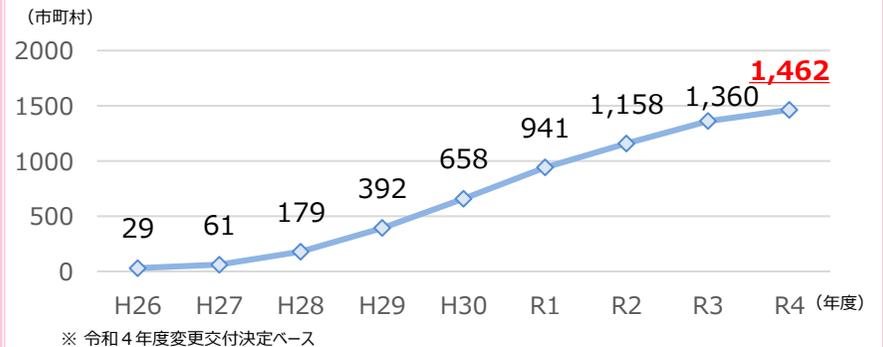
◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
 - ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
 - ◆ 補助単価案
 - (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,727,700円
 - (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,519,600円
 - (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） **別紙参照**
1回あたり 5,000円
 - ②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）
1回あたり 2,500円
 - (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,806,900円
 - (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算【拡充】 1人あたり日額 7,000円
- ※（1）及び（2）の補助単価の6か所上限は撤廃する【運用改善】（R6～）

実施自治体



産前・産後サポート事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

【平成26年度創設】

目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

内容

◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内容

- (1) 利用者の悩み相談対応やサポート
- (2) 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- (3) 妊産婦等をサポートする者の募集
- (4) 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- (5) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- (6) 多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援）（R2～）
- (7) 妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- (8) 出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

◆ 実施担当者

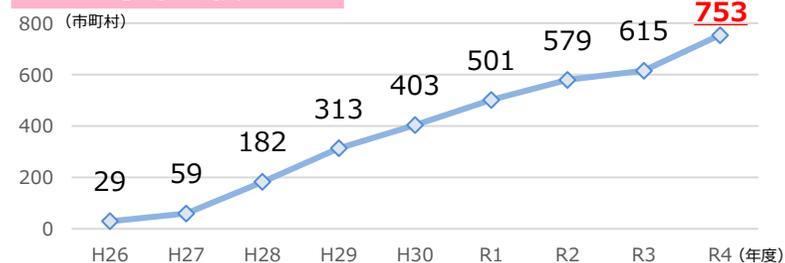
- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：月額170,900円～2,758,500円（人口により異なる）
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

事業実績



※ 令和4年度変更交付決定ベース

不妊症・不育症等ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

【令和3年度創設】

目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内容

（1）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施



（2）ピア・サポート活動等への支援加算

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : (1) 月額 688,000円
(2) 月額 201,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 17自治体
- ※令和4年度変更交付決定ベース

妊娠・出産包括支援事業【拡充】

【平成26年度創設】

目的

- こども家庭センター（※）の設置及び産後ケア事業の実施の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。（※こども家庭センターの旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

内容

1. 市町村事業

(1) 産前・産後サポート事業（H26～）

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。

(2) 産後ケア事業（H26～）

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

<拡充事項>

支援の必要性の高い利用者を受け入れた施設への加算を創設する（併せて補助上限額の6か所上限を撤廃する）。

(3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業（H26～）

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。

(4) こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（H29～）

こども家庭センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。

①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

現 状

無戸籍者問題の現状

女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、民法の嫡出推定制度により、夫又は元夫が子の父と推定されることになるが、他に血縁上の父が存在することなどを理由として、子を出産した女性が出生の届出をしないため、子が戸籍に記載されないことがある。

▷ 無戸籍者問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題であり、平成18年以後大きく取り上げられ、特に平成27年以後は省内に無戸籍者ゼロタスクフォースを設置するなど、対策を講じている。

令和5年12月10日現在の無戸籍者数

把握した無戸籍者の累計数	4,770人
解消された数	4,018人
無戸籍者の数	752人
(うち成年者)	194人

対 策

制度的対応

無戸籍者問題を解消する観点から、嫡出推定制度の見直し等をした「民法等の一部を改正する法律」が、令和4年12月10日に成立した（12月16日公布）。

【改正法の概要】

- 嫡出推定規定を見直し、婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子は、前夫の子と推定するとの原則は維持しつつ、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定するとの例外を設ける。あわせて、女性の再婚禁止期間を廃止する。
- 嫡出否認権を、現行法の夫のみならず、子及び母にも認める。
- 嫡出否認の訴えの出訴期間を、現行法の1年から3年に伸長

▷ **改正法は、令和6年4月1日に施行予定**

なお、子や母は、施行日から1年間に限り、施行日前に生まれた子について否認することができる。

行政上の取組

子の出生前から無戸籍解消に至るまでの継続的な手続支援の推進

【対策の3本柱】

- ① **市区町村の窓口等から得られた情報により、各法務局において無戸籍者の情報を把握**
 - ・ 出生の届出が遅れている子、現に無戸籍である者について関係機関等（児童相談所、家庭裁判所、法テラス等）と連携し幅広く情報収集
- ② **把握した情報に基づき、無戸籍者の母親等に寄り添った支援**
 - ・ 解消に至る一連の手続に法務局等の職員が同行・支援し、当事者の負担を軽減
 - ・ 裁判費用等の相談があった場合には、法テラスで民事法律扶助制度について案内
 - ・ 市区町村等の地元機関と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援
 - ・ 民法改正の趣旨を踏まえ、無戸籍者等が適切に否認権を行使できるよう支援
- ③ **上記①・②に資するための関係機関との連携**
 - ・ 法務省において、無戸籍者ゼロタスクフォース会議を開催し、関係省庁等と密接に連携
 - ・ 各法務局において、関係機関と協議会会議を開催し、密接に連携

学生のメンタルヘルスケア支援等

大学等への要請、関係省庁等との連携

◎ 大学等への通知や大学等の教職員が出席する会議等での累次にわたる要請

- ・学内の組織体制の整備（相談窓口の設置、学生から相談しやすい体制の構築）、カウンセラーや医師等の専門家や関係機関との連携、学生の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな対応、相談窓口の情報等が学生一人一人に行き渡る手段を確保するなど効果的な情報発信について依頼
- ・併せて、厚生労働省と連携し、自治体で設置する相談窓口やメンタルヘルスケアのサポートに役立つ情報や、「学生の自殺防止のためのガイドライン」（日本学生相談学会）等について、各大学等に周知

大学等の取組状況及び学生の悩み等の把握、好事例の展開

◎ 学生の修学状況（中退・休学）等に関する調査

- ・中途退学者・休学者の状況等について調査
- ・令和4年度では、学生全体に占める中退者及び休学者の割合が令和3年度と比べて全体では増加傾向
- ・令和4年度では、中退理由として「学生生活不適応・修学意欲低下」が前年度より微増、休学理由として「心身消耗・疾患」が前年度より増加

◎ 大学における死亡学生実態調査

- ・近年、学生のメンタルヘルスの悪化が懸念される中、文部科学省において関係団体の協力の下、全国の国公立大学・短期大学の学生における死亡の実態について調査・公表し、全ての大学・短期大学に周知
- ・推定される自殺の背景として、最も多い「不明」を除くと、「学業不振」及び「進路に関する悩み」が多い

◎ (独)日本学生支援機構「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」(隔年実施)

- ・学生のメンタルヘルスの支援を含む各大学等の学生支援の取組状況を調査
- ・ほぼ全ての大学等が学生に対する相談窓口を設置
- ・約9割の大学等がカウンセラーや医師等の専門家との連携を実施
- ・また、調査回答を活用し、「コロナ禍における学生同士の交流に関する取組事例集」をとりまとめ

◎ (独)日本学生支援機構「学生生活調査」(隔年実施)

- ・学生の不安や悩みを含めた学生生活状況を調査
- ・不安や悩みについて「大いにある」「少しある」と回答した者の割合は、全ての学校区分において「希望の就職先や進学先へ行けるか不安だ」が最も高い割合



学生相談を担当する教職員への研修・普及啓発

◎ 大学等の教職員が出席する会議やセミナー等での研修・普及啓発

- ・(独)日本学生支援機構において、「心の問題と成長支援ワークショップ」や「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」を毎年度開催

令和6年度概算要求額 78百万円 (78百万円) ※ ()内は前年度当初予算額 ※ 中小企業庁・公正取引委員会においても別途予算措置

1 事業の目的

- フリーランスとして働く方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、関係省庁と連携し、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の成立により、今後も相談窓口におけるフリーランスからの相談が増加することが見込まれることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境整備を図る。

2 事業の概要・スキーム等

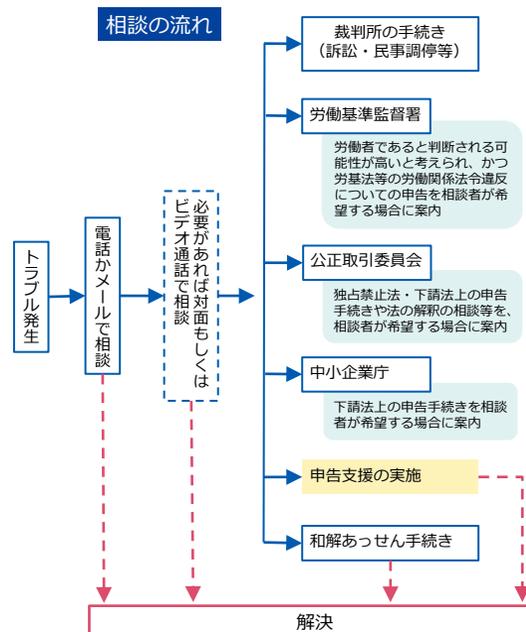
【事業の概要】

フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについてフリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）の設置、運営

- ・ 弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応
- ・ 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法における申告支援の実施

【事業の拡充点】

- ・ 相談及び和解あっせんに対応する弁護士、事務補助員増員
- ・ 申告支援の実施【新規】



3 実施主体

民間事業者等（委託事業）

4 事業実績

- ・ 令和4年度相談件数：6,884件
- ・ 和解あっせん受付件数：182件